建設廃棄物の処理に関する特記仕様書

１．建設廃棄物の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）及び島根県建設副産物処理要領に基づいて行うこと。
２．建設廃棄物の処理を委託する場合は、建設廃棄物処理法の許可を得た業者に委託するか、個別指定を受けて適切に処理すること。この場合は、書面で委託契約を締結し、工事完成時に委託契約書を提示すること。
３．建設廃棄物が適正に処理されたことを産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより確認し、処理完了後にＤ票及びＥ票、または電子マニフェストから印刷した受渡確認票（ＪＷＮＥＴのロゴマーク付き）を提示すること。
　また、マニフェストをもとに種類毎の処理量の集計表（様式は問わない）を作成し、提出すること。
４．受注者が自ら処理する場合は、処理前後を対比して処理数量及び処理状況が確認できる図面、写真等の資料を提出すること。
５．建設廃棄物の処理について、管轄の保健所と協議した場合はその資料の写しを提出すること。
６．本工事の施工に伴い発生した建設廃棄物は、以下により処理すること。

（１）コンクリート塊

　コンクリート塊の工事現場からの搬出については、工事現場から直線で半径２０キロメートルの範囲内の再資源化施設に原則搬出すること。

（２）アスファルト・コンクリート塊

　アスファルト・コンクリート塊の工事現場からの搬出については、工事現場から直線で半径４０キロメートルの範囲内の再資源化施設に原則搬出すること。

【該当しない場合は以下を削除】

　また、再生加熱アスファルト混合物としてリサイクルを推進するため、原則次の条件を満たす施設へ搬出すること。

　再生アスファルト骨材用受入施設
　・再生アスファルト合材施設
　・中間処理施設のうちアスファルト・コンクリート塊を再生アスファルト骨材用として、再生アスファルト合材施設へ搬出する施設

　なお、再生アスファルト骨材用受入施設は、島根県ホームページの「しまね再資源化施設情報検索システム」（http://web-gis.pref.shimane.lg.jp/Recycle/）において「Ａｓコンクリート塊（再生Ａｓ骨材用）」として登録されているので確認すること。

（３）建設発生木材（伐木・除根材を含む）

【建設発生木材（伐根材等）を法面保護工事で再利用する場合】

　本工事から発生した建設発生木材（建築廃材を除く）は、同一事業地内において、チップ吹付工の基盤材として利用する計画であり、下記により発生木材をチップ化すること。破砕後は適切に管理すること。

再生利用用途	事業地内で施工予定の法面保護工事の基盤材	
再生利用予定時期	平成○○年○○月	
木材チップ規格	○○mm以下	３８ｍｍ以下
建設発生木材発生見込み量（A）	○○○ｍ３	
建設発生木材チップ化見込み量（B）		
基板材用木材チップ必要量	○○○ｍ３	
建設発生木材余剰見込み量（A）－（B）	○○○ｍ３	本工事にて再資源化施設等へ搬出
木材チップ保管場所	事業地内○○付近	

工事完成検査時には下記状態に調整し、検査を受け引き渡すものとする。
１）降雨時の流水の侵入を防ぐ溝切りや整地等を行った保管場所に、形状を整え集積すること。なお、最大積み上げ高さは５ｍ以下とすること。
２）囲いの設置：発生木材、虎ロープ等を用い、容易に倒伏しない囲いを集積した木材チップの周囲に設置すること。
３）掲示板の設置：６０ｃｍ×６０ｃｍ以上の表示板に下記事項を記載し、見やすい場所に容易に倒壊しないように設置すること。

掲示すべき事項
①保管者の名称、②連絡先(住所、電話番号、担当部署名)、
③保管量m3、④保管期間H　年　月 ～ H　年　月

【建設発生木材を再資源化施設へ搬出する場合】

工事現場から搬出する場合は、原則として再資源化施設に搬出すること。ただし、工事現場から50 kmの範囲内に再資源化施設がない場合、または以下の１）及び２）の条件を共に満たす場合は、再資源化に代えて縮減（焼却）することができるものとする。

１）工事現場から再資源化施設までその運搬に用いる車両が通行する道路が整備されていない場合
２）縮減をするために行う運搬に要する費用の額が再資源化施設までの運搬に要する費用の額より低い場合

（４）建設汚泥

建設汚泥を改良処理し現場内利用及び工事間利用する場合は、「建設汚泥の処理及び再生利用に関する特記仕様書」によるが、中間処理（脱水等の縮減）～最終処分場に搬出する場合は下記７による。

７．本工事の施工に伴い発生する建設廃棄物は、下表に示す処理施設への搬出を計画している。

なお、次表は積算上の条件明示であり、明示する処理施設での受け入れが困難となった場合などにより、明示する施設と異なる施設へ搬出せざるを得ないなどの場合は設計変更の対象とする。但し、受注者の責による場合はこの限りではない。

また、アスファルト・コンクリート塊の搬出先について、上記６（１）の条件を満たさない施設を選定する場合には、監督員と協議すること。

廃棄物処理施設

建設副産物の　種　類	ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	建設発生木材	建設汚泥（中間処理～最終処分）	その他（　　）
①　入れ場所	出雲土建（株）				
②受入れ時間帯	時　分～ 時　分迄	時　分～ 時　分迄	時　分～ 時　分迄	時　分～ 時　分迄	時　分～ 時　分迄
③受け入れ費用	受け入れ費用については、平日を見込んでいる。				
④仮置き等					
⑤受け入れ条件	最大粒径　　cm程度	最大粒径　　cm程度			
備　　考					

８．建設発生木材の運搬処理について

本工事に伴い発生する木材については、有価物として利用又は売却に努めるものとし、建設発生木材の有効利用及び廃棄物の減量化を図ること。有価物として利用又は売却できない建設発生木材については以下により適正に処理すること。

（１）運搬処理計画について

本工事に伴い発生する木材（伐木・除根材を含む）の運搬処理は、ダンプトラック　　t　　台により運搬し、処理量　　m3(t)とし、運搬車両は仮定規格、運搬処理量は概算数量として見込んでいる。

このため、受注者は、着手前に使用できる運搬車両、効率性等を考慮し、最適な運搬処理計画（運搬車両規格、荷台寸法、計画台数等）を立案し、施工計画書へ記載のうえ、予め監督職員と協議を行うこと。

運搬車両規格については、計画の妥当性が認められる場合は設計変更の対象とする。
但し、受注者の責による場合はこの限りではない。
また、処理量については、マニフェストによる数量確認により設計変更の対象とする。

（２）運搬車両への積込みについて

木材を運搬車両へ積込む際には、かさばらない状態で積込み、減量化に努めるものとする。

かさばらない状態とは、幹については枝葉を切り落とし２～３ｍ程度に切断し、雑木や枝葉等でかさばるものについては１ｍ程度に切断した状態で積込み、空隙を極力少なくした状態をいう。ただし、処理施設側で長さ等の制限がある場合はこれに従うものとする。

１）運搬処理の管理について

建設発生木材のダンプトラック搬出にあたっては、運搬車両の規格、荷台寸法毎に１台当たりの搬出量が確認できる荷姿の写真を各１枚撮影し、それに台数を乗ずるなどの手法で全体搬出量を把握すると共に、搬出状況写真と併せて管理資料へ添付すること。

ただし、トラックスケールによる搬出量管理ができない場合は、ダンプトラック毎に荷姿の写真管理を行うものとする。また、積載量が荷台への満載となっていない場合は、積載高の計測を行い、１台当たりの搬出量を確認できるものとし、測定の結果から１台当たりの積載量を算出し、これにより全体搬出実績の集計表を作成し、搬出量検収として荷姿写真と共に管理資料へ添付すること。